

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、軽自動車税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鎌ヶ谷市長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づく軽自動車税の賦課に関する事務</p> <p>1 税申告書をもとに車両の登録又は廃車の管理 (1)軽自動車の所有者からの申告による異動 (2)検査協会からの税申告書による異動 (3)運輸支局からの税申告書による異動</p> <p>2 証明書の発行 (1)軽自動車の所有者からの申告による異動受付 (2)標識交付証明書及び廃車申告受付書の発行</p> <p>3 納税通知書の発行 (1)賦課期日現在において軽自動車等を所有している者に軽自動車税を賦課 (2)納税通知書発行</p> <p>4 減免申請受付・決定 (1)減免申請受付 (2)減免決定通知書発行</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、バックアップシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ、軽自動車検査情報システム、収納管理システム、口座管理システム、統合収納管理システム、滞納管理システム、統合滞納管理システム、庁内データ連携システム、EUCシステム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記する。)番号法第9条第1項 別表24の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務企画部課税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鎌ヶ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 047-445-1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鎌ヶ谷市総務企画部課税課 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 047-445-1141

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和1年7月1日	I 関連情報-評価実施機関-②所属長の役職名	課税課長 押切 良雄	課税課長
令和1年7月1日	VIリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	記載なし	基礎項目評価書
令和1年7月1日	VIリスク対策-2. 特定個人情報の入手～7. 特定個人情報の保管・消去までの各項目及び9. 従業者に対する教育・啓発	記載なし	十分である
令和1年7月1日	VIリスク対策-8. 監	記載なし	自己点検及び内部監査を実施してい
令和3年11月1日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号表第19条8号
令和3年11月1日	II-1、II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年11月1日時点
令和6年8月30日	I-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記する。) 第9条第1号 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記する。)番号法第9条第1項4の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例
令和6年8月30日	I-4-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条(6号)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令の表48の項
令和6年8月30日	I 関連情報-5.評価実施機関-②所属長の役職名	課税課長	課長
令和6年8月30日	I 関連情報-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ-連絡先	鎌ヶ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 047-445-1141	鎌ヶ谷市総務企画部課税課 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 047-445-1141
令和6年8月30日	II-1、II-2 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年8月29日時点
令和6年9月1日	I 関連情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム/バックアップシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ、軽自動車検査情報システム	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、バックアップシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ、軽自動車検査情報システム、収納管理システム、口座管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、合滞納管理システム、庁内データ連携システム、EUCシステム、宛名管理システム

	提出時期	提出時期に係る説明
	事後	平成31年1月1日付け様式変更による。
	事後	平成31年1月1日付け様式変更による。
	事後	平成31年1月1日付け様式変更による。
る。	事後	平成31年1月1日付け様式変更による。
	事後	法改正に伴う修正
	事後	時点修正
別するた 下、「番号 別表2 る事務を	事後	法改正に伴う変更
省令第2	事後	法改正に伴う変更
	事後	
	事後	
	事後	時点修正
名システ 帳ネット 報システ テム、統 テム、統 計システ 、	事前	